

介護給付費・訓練等給付費等支給申請書

(あて先) 札幌市 区保健福祉部長

次のとおり、介護給付費等の支給決定について申請します。

年 月 日

申請者情報表: フリガナ, 氏名, 個人番号, 住所, 電話番号, 生年月日, 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 難病等

届出者 (※申請者と同一の場合は記入不要です。)

届出者情報表: フリガナ, 氏名, 住所, 電話番号, 申請者との関係, 代理人/代行人

障害支援区分認定調査・勸業事項調査に関する連絡先

調査に関する連絡先: 申請者と同じ, 届出者と同じ, 申請者又は届出者以外, 氏名, 住所, 電話番号, 申請者との関係

申請に係る障害福祉サービス等の種類

介護給付費, 訓練等給付費, 移動支援費, 地域相談支援給付費: 居宅介護, 重度訪問介護, 療養介護, 生活介護, 施設入所支援, 共同生活援助, 介護サービス包括型, 外部サービス利用型, 日中サービス支援型, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援, 就労定着支援

負担上限月額に関する認定（移動支援費及び地域相談支援給付費は除きます。）

負担上限月額の認定にあたり、次の所得区分の適用を申請します。

所得区分	<input type="checkbox"/> 1 生活保護（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付の受給世帯を含みます。）
	<input type="checkbox"/> 2 低所得（市町村民税非課税世帯） ※療養介護利用者で低所得に該当する方のみ、下記のいずれかにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> 低所得1（市町村民税非課税世帯に属し、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下の方） <input type="checkbox"/> 低所得2（市町村民税非課税世帯に属する方であって、低所得1以外の方）
	<input type="checkbox"/> 3 一般1（市町村民税所得割16万円（20歳未満の施設入所者にあつては28万円）未満。ただし、20歳以上の施設入所者、共同生活援助、宿泊型自立訓練利用者を除く。） ※下記に該当する方のみ、該当部分にチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> 市町村民税について住宅借入金等特別税額控除を受けているので申告します。 <input type="checkbox"/> 寄附金税額控除を受けているので申告します。
	<input type="checkbox"/> 4 一般2（市町村民税課税世帯（一般1に該当する方を除く。））

特定障害者特別給付費に関する認定
 下記に該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。

【入所施設を利用する場合】	【共同生活援助を利用する場合】
<input type="checkbox"/> 20歳未満	<input type="checkbox"/> 生活保護又は市町村民税非課税世帯
<input type="checkbox"/> 20歳以上で生活保護又は市町村民税非課税世帯	

医療型個別減免に関する認定（※療養介護利用者のみ）
 右記に該当するため、医療型個別減免の適用を申請します。 ・低所得（市町村民税非課税世帯）

生活保護への移行予防措置の適用を申請します（ただし、生活保護の申請を却下され、境界層該当証明書が交付されている場合に限ります。）。

主治医に関すること（主治医がいる場合に記載してください。）

医師氏名		医療機関名称	
医療機関の所在地	電話番号		

障害福祉サービス等以外のサービス利用状況

施設サービス	利用中の施設の種類と内容等 施設種類（ ） 施設（病院）名称（ ）		
介護保険	要介護認定	有・無	要支援1・2 / 要介護1・2・3・4・5
	利用中のサービスの種類と内容等		

緊急時の連絡先（届出者又は調査に関する連絡先の他に、緊急時の連絡先がある場合に記載してください。）

氏名		電話番号	
住所			

同意欄（同意する項目にチェックしてください。）

介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助において介護の提供又は受託居宅介護を希望する場合に限る。）の支給申請にあたり必要となる医師意見書の提出に代えて、保健福祉部長が医師意見書の作成を医療機関に依頼することに同意します。

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市町村審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者に提供することに同意します。また、医師意見書を記載した医師から求めがあれば、障害支援区分認定結果を提供することに同意します。

支給決定に際して、利用者負担上限月額の認定、利用者負担額減額・免除等の認定及び利用者負担額の認定のため、障害福祉サービス等を利用する間、同一世帯全員の住民税課税額・所得額の状況について、保健福祉部長が調査することに同意します。

署名